

平成16年3月25日

社団法人 日本建設機械化協会  
会長 玉光 弘明殿

経済産業省製造産業局  
産業機械課長 藤田 義文

### 個人情報の安全管理の徹底について(要請)

民間事業者による個人情報の漏えい防止対策については、これまでににおいても、経済産業省として、指針の制定等を行ってきたところですが、個人情報漏えい事件が相次いで発生していること等を踏まえ、来年4月の個人情報保護法の施行も視野に入れて、別添1の通り、更なる安全管理体制の徹底を図ることを決定いたしました。

また、IT 関係省庁連絡会議幹事会においても、民間の保有する個人情報の情報管理の徹底について、別添2の通り、申し合わせが行われました。

つきましては、貴団体におかれましても、漏えい等の発生時の連絡体制等について、下記の通り、貴団体及び傘下の企業等に対して徹底されるとともに、貴団体及び傘下の企業等における個人情報の情報管理の徹底を図るよう改めて周知及び指導いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 省内の業及び団体所管課に個人情報安全管理責任者を置きます。貴団体の個人情報安全管理責任者は、経済産業省製造産業局産業機械課長となります。
2. 貴団体及び傘下の企業等において、個人情報漏えい事件等が発生した場合は、当該企業等から、上記個人情報安全管理責任者に即時に連絡を行うよう徹底をお願いいたします。
3. なお、近時の事案を踏まえ、貴団体及び傘下の企業等において、保有する個人情報のアクセス管理の徹底、個人情報の情報管理体制の整備、企業の内部関係者による個人情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化及び個人情報に関する従業者・委託先の監督体制の整備などを行うことにより、個人情報の情報管理の徹底を図るよう改めて周知及び指導いただきますようお願いいたします。

4. また、平成17年4月1日に個人情報保護法が施行されますが、経済産業省では、内閣府が定める基本方針に沿って、当省所管企業、業界団体が対応を行う場合の具体的対処方針を「個人情報の保護に関する法律に基づく経済産業省ガイドライン」として作成、公表することとしております。貴団体及び傘下の企業等が個人情報の安全管理体制等の整備を行う際には、当該ガイドラインを参照するよう周知及び指導いただくとともに、必要に応じて、貴団体における自主的なガイドラインの策定・見直しも検討いただくなど、常に十分な個人情報の情報管理の徹底が図られるようお願いいたします。

以上